

日中間の戦後処理と尖閣諸島の関係について

- ✓ 第二次世界大戦後、日本はその結果を処理した国際的枠組であるサンフランシスコ平和条約(1952年、以下「SF平和条約」という。)の義務を誠意を以って履行し、平和国家としての歩みを堅持してきました。中国との関係では、日華平和条約(1952年)を締結し、日中共同声明(1972年)の発出を経て、現在に至るまで、戦後処理の問題に誠実に対応してきました。
- ✓ 最近になり中国側が言及している「カイロ宣言」(1943年)や「ポツダム宣言」(1945年)は、当時の連合国側の戦後処理の基本方針を規定した政治文書ですが、そもそも戦争の結果としての領土の処理については、こうした政治文書ではなく、最終的には平和条約を始めとする国際約束に基づいて行われるものです。
- ✓ 第二次世界大戦の場合、同大戦後の日本の領土を法的に確定したのはこのSF平和条約です。実際、カイロ宣言に言及されている台湾及び澎湖島はSF平和条約で放棄されました。しかし、同宣言及びポツダム宣言には尖閣諸島の領有権を変更するような記述はなく、SF平和条約においては日本の領土であるとされました。(こうした経緯を詳しく述べれば次頁のとおりです。)

【カイロ宣言】

右同盟国の目的は日本国が1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること並に満州、台湾及び澎湖島の如き日本国が中国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り。日本国は、また、暴力及び強慾により日本国が略取した多の全ての地域から駆除される。

【ポツダム宣言】

第八項 「カイロ」宣言の条項は履行せらるべく又 日本国の主権は本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし

- ✓ SF平和条約に先立つカイロ宣言は、日本が返還すべき領土として「台湾及び澎湖島の如き日本国が中国人より盗取したる一切の地域」と規定していますが、そもそも日本は、「台湾及びその付属諸島嶼」等の割譲を受けた日清講和条約(1895年4月)の締結前に、清国を含むどの国の支配も尖閣諸島に及んでいないことを慎重に確認の上、沖縄県に編入する閣議決定(1895年1月)を行っており、尖閣諸島は清から「盗取」した地域たり得ません。
- ✓ 日本は、SF平和条約第2条(b)により、日本が日清戦争によって中国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島の領有権を放棄しましたが、尖閣諸島はここに言う「台湾及び澎湖諸島」に含まれていません。SF平和条約締結に際し、尖閣諸島が日本の領土として残されことについては、主要連合国である米、英、仏、中国(中華民国及び中華人民共和国)のいずれも異議は唱えていません。
- ✓ 一方、尖閣諸島は、SF平和条約第3条に基づき、南西諸島の一部として米国が施政権を現実に行使していた事実があり、1972年の沖縄返還により日本が施政権の返還を受けた区域にも、同諸島が明示的に含まれています。
- ✓ 中国はSF平和条約締結国ではなく、日本は、1952年当時承認していた「中華民国」(台湾)との間で日華平和条約を締結していますが、同条約において、日本はSF平和条約第2条に基づき、台湾及び澎湖諸島等に対する全ての権利等を放棄したことが承認されています。この条約の交渉過程では尖閣諸島の領有権をめぐる問題は一切議論されていません。(尖閣諸島が従来から日本の領土であることが当然の前提とされていたことの証左と言えます。また、尖閣諸島の領有権について、中国・台湾が独自の主張を始めたのは、1952年にSF平和条約が発効してから約20年を経た1970年代以降のことです。)

【日本国との平和条約(サンフランシスコ平和条約)】

第二条 (b)日本国は、**台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄**する。

第三条 日本国は、**北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)(中略)を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におく**こととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする

【日華平和条約】

第二条 日本国は、1951年9月8日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約(以下「**サン・フランシスコ条約**」という。) **第2条に基き、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄**したことが承認される。

尖閣諸島をめぐる、いわゆる「棚上げ論」について

✓ 中華人民共和国政府との関係では、日中共同声明(1972年)により国交を正常化しています。この時、既に中国は尖閣諸島に関し独自の主張を始めていましたが、交渉過程において、尖閣諸島の領有権をめぐり解決すべき問題があることを日本が認めた事実は一切なく、従って「棚上げ」などに合意した事実も全くありません。このような日本側の立場については、中国側にも明確に指摘してきています。

【日中首脳会談(田中角栄総理／周恩来総理)】(1972年9月27日)(外交記録公開済み)

(田中総理)尖閣諸島についてどう思うか？私のところに、いろいろ言うてくる人がいる。

(周総理)尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない。

【日中首脳会談(福田赳夫総理／鄧小平副総理)】(1978年10月25日)(日中平和友好条約交渉時)(外交記録公開済み)

(鄧副総理)(…思い出したような素振りで…)もう一点言うておきたいことがある。両国間には色々な問題がある。例えば中国では釣魚台、日本では尖閣諸島と呼んでいる問題がある。こういうことは、今回のような会談の席上に持ち出さなくてもよい問題である。園田外務大臣にも北京で述べたが、われわれの世代では知恵が足りなくて解決できないかもしれないが、次の世代は、われわれよりももっと知恵があり、この問題を解決できるだろう。この問題は大局から見る必要だ。(福田総理より応答はなし。)

【上記首脳会談と同日の鄧小平氏記者会見】(1978年10月25日)

(記者)尖閣諸島は日本固有の領土で、先ごろのトラブルは遺憾と考えるが、副総理の見解は。

(鄧副総理)尖閣列島をわれわれは釣魚島と呼ぶ。呼び方からして違う。確かにこの問題については双方に食い違いがある。国交正常化のさい、双方はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉のさいも同じくこの問題にふれないことで一致した。中国人の知恵からして、こういう方法しか考えられない。というのは、この問題に触れると、はっきりいえなくなる。確かに、一部の人はこういう問題を借りて中日関係に水をさしたがっている。だから両国交渉のさいは、この問題を避ける方がいいと思う。こういう問題は一時タナ上げしても構わないと思う。十年タナ上げしても構わない。われわれの世代の人間は知恵が足りない。われわれのこの話し合いはまともでないが、次の世代はわれわれよりもっと知恵があろう。その時はみんなが受け入れられるいい解決方法を見いだせるだろう。

【日中共同声明】

- 一 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
- 三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する。

（「棚上げ論」の存在に関する議論について）

- ✓ 一部には、1972年9月の日中首脳会談記録を引用し、尖閣諸島について話したくないという周総理の発言に対して、田中総理は「具体的問題については小異を捨てて、大同につくという周総理の考えに同調する」旨述べ、これを受け入れる姿勢を示した、したがって棚上げは存在したとの指摘があります。
- ✓ しかし、実際には、周総理が尖閣諸島について触れたのは第3回会談（9月27日）である一方、田中総理が「大同につくという周総理の考えに同調する」という発言をしたのは第2回会談（9月26日）であり、全く別の会談における発言です。また、田中総理の同発言は、周総理の国交正常化や戦後賠償等に関する発言を受けたものであり、尖閣諸島とは全く違う文脈でなされたものであって、この2つの発言をつなぎ合わせて「棚上げは存在した」と主張するのは、記録の恣意的な解釈と言わざるを得ません。

【前原外務大臣(当時)答弁】(2010年10月27日衆議院外務委員会)

- ✓ 「(1972年9月27日の日中首脳会談のやり取りを紹介した上で) 別に、棚上げという言葉も出てこないし、それについてのやり取りもありませんし、ましてや、それに同意を与えたような言葉もないということですから、これをもっていわゆる棚上げ論になっているということではない(以下略)。」

【前原外務大臣(当時)答弁】(2010年10月21日衆議院安全保障委員会)

- ✓ 「(1978年10月25日の日中首脳会談のやり取りを紹介した上で) これは鄧小平氏が一方的に言った言葉であって、日本側が同意をしたということではございません。したがって、結論としては、棚上げ論について中国と合意したという事実はございません。」